

**STOP!**  
**研究費の  
不正使用  
不正行為**

## 研究費の不正使用防止について

本学では最先端的研究の世界への発信や地域に根差した研究を通じた地域への貢献をビジョンとして掲げています。

研究費の不正使用を未然に防ぐため、不正行為の態様と本学の取組等を理解していただく目的で作成しています。研究にあたっては本リーフレットの内容を理解し、不正の疑いをもたれない公正な研究活動を行ってください。

本学では組織全体として、研究活動及び研究費不正根絶に関する更なる不正防止の取組を実施します。

本学において、公的研究費・学内研究費（個人研究費・教室研究費等）を取扱う研究者、研究支援者等は、応募等の有無にかかわらず、毎年8月末までに、研究倫理教育・コンプライアンス教育に伴うeラーニング研修を必ず受講してください。

### 【責任体制】

- ・最高管理責任者：学長
- ・統括管理責任者：副学長(石竹達也)
- ・統括管理副責任者：副学長(荒井功)
- ・コンプライアンス推進責任者：学部長、研究科長等
- ・コンプライアンス推進副責任者：学部教員等

令和6年4月1日

研究活動コンプライアンス委員会

【発行】久留米大学 産学官連携推進室

## 研究活動を行う上での研究者の責務

### 1. 公正な研究

研究活動は社会からの信頼と負託を前提としていることを自覚し、研究・調査等のデータの厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行ってはならず、また加担もしてはなりません。

### 2. 法令遵守

研究の実施及び公的研究費の使用に当たっては、法令、関係規則、研究費助成条件及び学内規程を遵守してください。

### 3. 不正行為の疑いへの説明責任

不正行為の疑惑をかけられるようなことがあれば科学的根拠を明示し、説明できるようにしてください。

## 罰 則

- ・研究活動の不正を行った者
- ・有無を証明する資料(再現性を示すために必要なものを含む。)の破棄、隠匿、散逸又は整備を怠る者
- ・「久留米大学における学術研究活動に係る行動規範」(以下「行動規範」という。)の趣旨に反する行為を行う者

- ・公的研究費の一部もしくは全額返還
- ・研究費への応募資格停止(1年～10年)
- ・懲戒

※次頁の「**特定不正行為**」と認定された場合研究者に対しての罰則に加え、研究機関に対しても管理条件の付与・間接経費の削減等の処分が課される他、文部科学省HPに当該事案の概要が公開されます。

## 研究活動に係る不正行為の申立窓口

### ●内部監査室 大学本館3階

TEL : 0942-31-7837 内線 : 2046

E-mail : [naibukansa@kurume-u.ac.jp](mailto:naibukansa@kurume-u.ac.jp)

## 相談窓口・問い合わせ先

●産学官連携推進室 基礎3号館3階  
TEL : 0942-31-7917

E-mail : [sangaku@kurume-u.ac.jp](mailto:sangaku@kurume-u.ac.jp)

→科研費(文科省・厚労省)、AMED等  
(会計、出張、人事等を含む。)

●各部門の担当庶務・会計係  
→上記以外の研究費

## 不正に関する学内外からの申立・調査・報告

申し立てをした者は「久留米大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」に基づき、**不利益な取扱いを受けることがないよう定め、守られています。**

詳細はQRコードから  
ご確認ください。



<https://www.kurume-u.ac.jp/uploaded/attachment/add/1.pdf>

## 学内関連規定

- 久留米大学における学術研究活動に係る行動規範
- 久留米大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程

研究不正防止ホームページ

URL : <https://www.kurume-u.ac.jp/joint/ethics/>

## 研究活動上の不正行為



次の3つの行為は、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の中で「**特定不正行為**」と位置付けられています。

### 捏造

- 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

【事例】K医科大学で「バルサルタンに効果が出るように解析データが操作されていた」、と明らかにした。販売元の製薬会社N（東京）の元社員がデータ解析していたことも確認した。製薬社員が関与した論文が、薬の売れ行きに有利になる形で操作されていた。（毎日新聞・2013/7/11）

→利益相反関係が問われた。  
論文撤回 M元教授 退職金の返納

### 改ざん

- 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ・研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

【事例】米科学誌セルなどに発表した3本の論文で、画像の切り貼りなどが見つかった。このうち1本は意図的に加工した部分があった。（日本経済新聞・2014/3/31）

→論文の撤回を勧告する。 依願退職

### 盗用

- 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。

**本学において発生しました。**

→懲戒処分・該当論文の撤回を勧告

## 研究費の不正使用



不正に研究費を支出させる次の行為は研究費の不正使用になります。  
このような行為を本学では禁止しています。

### 預け金

- 架空の取引により大学に代金を支払わせ、業者に預け金として管理させ、別の物品購入に充てること。

**本学において発生しました。**

→直接関与した教員は懲戒処分  
研究費の返還・競争的研究費への  
応募資格停止

### 不正受給

- 他人の名義を無断で借用して競争的研究費申請を行い、不正に研究費の受給を受けること。

**本学において発生しました。**

→直接関与した教員は懲戒処分  
研究費の返還・競争的研究費への  
応募資格停止

### カラ出張

- 実体を伴わない出張の旅費を大学に支払わせること。

**本学において発生しました。**

→当該研究者と監査時にヒアリングを行い、出張先・相手先との事実確認を実施

### カラ謝金

- 実体を伴わない作業の謝金を大学に支払わせること。

【事例】W大学で研究者がA氏（学部生・研究協力者）の実体のない勤務記録を自ら記入し、大学に対して架空請求を行った。また、大学からA氏の口座にアルバイト代が振り込まれた後、A氏に対し現金で研究室に持参させ、これを研究者が徴収するという還流行為を行った。

→停職4ヶ月の懲戒処分 当該大学HPに実名公表

### 目的外使用

- 当初の目的とは異なる用途に使うこと、想定された以外の目的に使用すること等

**本学において発生しました。**

→不正使用に直接関与していない研究代表者及び研究分担者も善管注意義務に違反したため、懲戒処分及び厳重注意処分

研究活動において不正を行ってはならず、加担もしてはいけません。また、不正と知りながら見て見ぬふりをするのは、研究活動における不正への関与とみなします。

